下松市後付け安全運転支援装置整備費補助金交付要綱を次のように定める。

令和７年３月２８日

下松市長 國 井 益 雄

下松市後付け安全運転支援装置整備費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、自動車に設置する安全運転支援装置の普及啓発を促進し、高齢者の交通事故防止及び事故時の被害軽減を図ることを目的に、後付け安全運転支援装置の購入及び自らの乗用車への設置に要する費用の一部に対し予算の範囲内において下松市後付け安全運転支援装置整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、下松市補助金等の交付に関する規則（平成２３年下松市規則第１０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 後付け安全運転支援装置　後付け安全運転支援装置の性能認定実施要領（令和２年国土交通省告示第４７９号）第３条の規定による認定を受けた後付けペダル踏み間違い急発進抑制装置をいう。

(2) 乗用車　道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第２条第２項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいい、次のいずれにも該当するものとする。

ア　後付け安全運転支援装置を設置することが可能であるもの

イ　自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載され、営利を目的として使用されていないもの

(3) 整備事業者　後付け安全運転支援装置を取り扱う事業者で、中国運輸局長から自動車分解整備事業の認証を受けたものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有し、住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第６条第１項の規定により作成された住民基本台帳をいう。）に登録されている者で、申請時に満６５歳に達しているもの

(2) 有効な自動車運転免許証を保有している者

(3) 後付け安全運転支援装置を設置する乗用車の自動車検査証に記載されている「使用者の氏名又は名称」と自動車運転免許証に記載されている氏名が同一である者

(4) 市税等の滞納がない者

(5) 下松市暴力団排除条例（平成２３年下松市条例第１６号）第２条第３号に規定する暴力団員等でない者

（補助対象経費）

第４条　補助対象経費は、自らが使用する乗用車に取り付ける後付け安全運転支援装置を整備事業者から購入し、又は整備事業者に設置させるのに要する経費をいう。

２　設置に際して行った乗用車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用は、補助対象経費から除くものとする。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内とし、５０,０００円を限度とする。ただし、当該額に１,０００円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

２　補助金の交付は、補助対象者１人につき１回限りとする。

（交付申請）

第６条　補助金等交付申請書は、規則第４条の規定にかかわらず、下松市後付け安全運転支援装置整備費補助金交付申請書（別記第１号様式。以下「申請書」という。）とする。

２　申請書の提出は、後付け安全運転支援装置の購入又は設置をする前に、次に掲げる書類を添えて、購入又は設置予定日の属する年度の３月１日までに市長に提出しなければならない。

(1) 整備事業者が発行した見積書の写し

(2) 後付け安全運転支援装置の機能が確認できるもの

(3) 自動車検査証の写し

(4) 自動車運転免許証の写し（住所変更等がある場合は裏面も必要）

(5) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第７条　実績報告書は、規則第７条の規定にかかわらず、下松市後付け安全運転支援装置整備費補助金実績報告書（別記第２号様式。以下「報告書」という。）とする。

２　補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該整備が完了したときは、整備の完了した日から起算して３０日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の３月３１日までのいずれか早い日までに、報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 領収書等の支払が証明できる書類の写し

(2) 後付け安全運転支援装置の設置前後の写真（当該装置の設置状況が分かるものとし、設置前及び設置後それぞれ２枚程度とする。）

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第８条　補助金等請求書は、規則第９条の規定にかかわらず、下松市後付け安全運転支援装置整備費補助金交付請求書（別記第３号様式）とする。

（交付決定の取消し）

第９条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他市長が不適当と認めたとき。

（補助金の返還）

第１０条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（免責）

第１１条　補助金の交付を受けて後付け安全運転支援装置を設置した後に発生した事故、乗用車の故障等について、下松市は、一切の責任を負わない。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年５月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた交付決定者に係る第９条から第１１条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。